

平成20年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成20年6月3日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
	9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 野並 享子
	17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
	19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	大堀 義治	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環 境 経 済 部 長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	中島 宗七
総 務 部 次 長	富田 久和	総 務 部 次 長 (行財政改革担当)	船橋 登志夫
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	川端 良雄	教 育 部 次 長	山本 治一郎

秘書課長 立入 孝次 総務課長 川端 弘一
企画財政課長 小嶋 祐太郎

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二 事務局次長 井狩 重則
書記 吉川 加代子 書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 平成19年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書他1件の報告
- 第5 委任専決第5号 損害賠償の額を定めることについて
- 議6 議第44号から議第51号まで一括上程
(専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第6号))他7件)
- 議7 請願第2号及び請願第3号
(青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を求める意見書採択についての請願他1件)

市長提出議案

- 委任専決第5号 損害賠償の額を定めることについて
- 議第44号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第6号))
- 議第45号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))
- 議第46号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第3号))
- 議第47号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第6号))

議第48号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市手数料条例の一部を改正する条例)

議第49号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市税条例の一部を改正する条例)

議第50号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議第51号 平成20年度野洲市一般会計補正予算(第1号)

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(林 克君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第2回野洲市議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は手元の文書のとおりでありますので、これをご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定いたしましたのでご報告申し上げます。なお、派遣の詳細は配付いたしました文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成20年度野洲市文化スポーツ振興事業団事業計画書及び会計予算書、平成19年度滋賀県市町土地開発公社事業報告書及び財務諸表、平成20年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書が市長より提出され、配付しておきましたのでご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により第15番、小島進君、第16番、野並享子君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(林 克君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの17日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(林 克君) 日程第4、平成19年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書他1件の報告について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山崎甚右衛門君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成20年第2回の野洲市議会定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の提案理由を申し上げる前に、中主幼稚園の園庭にあります池における園児の事故についてご報告を申し上げ、おわびを申し上げたいと思います。

事故の経過であります。去る5月30日金曜日、午前9時40分頃、5歳の男子園児が園内にある池で倒れているのを他の園児が発見いたしまして、職員に伝え、すぐさま職員が現場へ駆けつけました。意識がはっきりしていなかったことから養護教諭が人工呼吸による応急手当てを講ずると共に、救急通報し、救急車で済生会病院に搬送され、治療の結果、意識が戻りました。

幸い、命に別状はなく、現在集中治療室において手厚い治療を受けておりますが、昨日の時点では、人工呼吸器も取り外し、自分の力で呼吸しておられますし、会話もできるようになっているようで、順調に回復している模様であります。

事故後の対応といたしまして、池の周囲にロープを張りめぐらし、立入禁止といたして

おりますし、また5月31日土曜日、午前9時30分から全保護者を対象に事故の説明会を開催し、状況報告をさせていただいたところでございます。

6月2日には、市立幼稚園長へは教育長名で適切な施設管理及び園児の安全確保について通達を行ったところであり、市立保育園長には副市長名で同様の内容で依命通達をし、今後このような事故が起こらないよう安全対策について職員に徹底をいたしたところでございます。

危険な施設への適正な対策、また職員の配置等、管理面において問題点があったと認識をいたしております。二度とこうした事故が起こらないように十分職員に注意を促し、市民のみなさんにはおわびを申し上げる次第でございます。

さて、平成19年度会計の出納整理期間が去る5月31日をもって終了いたしました。予算の執行にあたりましては、各事業が順調に推移をいたしましたことをご報告申し上げます。

では、お手元にお配りしております平成19年度各会計決算の状況をご覧ください。

一般会計の決算についてご報告を申し上げますと、歳入決算額は175億1,752万4,022円で、歳出決算額は170億7,915万9,560円となりました。

その結果、収支決算剰余金は4億3,836万4,462円で、この額から平成19年度明許繰越一般財源の5,397万1,000円を引きますと、平成20年度への繰越金は3億8,439万3,462円となりました。

また、特別会計や企業会計につきましても、一般会計と同様に無事決算を行うことができました。なお、詳細につきましては、決算認定をいただきます9月の定例会で説明を申し上げますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、本定例会におきまして、報告事項として、平成19年度繰越明許費繰越計算書2件を報告いたします。

平成19年度一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告でございますが、議案書の1ページをご覧ください。

繰越明許費として議決をいただきました民生費の介護保険施設等整備促進事業他5件の事業につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

続きまして、平成19年度下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告を

申し上げます。議案書の2ページでございます。

公共下水道事業費の公共下水道事業再評価検討事業他3件につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものがあります。

以上でございます。

(日程第5)

○議長(林 克君) 日程第5、委任専決第5号損害賠償の額を定めることについて、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山崎甚右衛門君) 委任専決第5号損害賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

平成20年4月21日に指定介護予防支援業務における訪問中、偶発的に発生した市職員の接触事故による市民の負傷に対し、市の賠償額を3万970円と定めることについて専決処分をいたしましたので、報告をいたします。

(日程第6)

○議長(林 克君) 日程第6、議第44号から議第51号まで、専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第6号))他7件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(田中正二君) おはようございます。それでは議件を朗読させていただきます。

議第44号専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市一般会計補正予算(第6号))、議第45号専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))、議第46号専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第3号))、議第47号専決処分につき承認を求めることについて(平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第6号))、議第48号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市手数料条例の一部を改正する条例)、議第49号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)、議第50号野洲市消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例、議第51号平成20年度一般会計補正予算（第1号）。

以上であります。

○議長（林 克君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山崎甚右衛門君） それでは、議第44号専決処分につき承認を求めることについてからご説明を申し上げます。

平成19年度野洲市一般会計補正予算（第6号）につきましては、別冊の補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページでございます。

今回の補正につきましては、各譲与税、交付金等の額が確定したことにより歳入を精査し、これに伴う増加分で財政調整基金からの繰入金等を減額したこと、及び起債発行額を同意額にあわせて精査したことを主なものといたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,002万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を173億7,097万1,000円とするものであります。

次に、第2条地方債の追加変更については、8ページでございますが、第2表をご覧ください。

地方債の限度額につきましては、各種事業費の確定等により合計で2,150万円を減額するものであります。

それでは、歳出の主な内容について説明を申し上げます。22ページです。

総務費では、財産管理費で、将来の学校等の改築事業に備え、公共施設等整備基金へ5,000万円の積み立てを行うものであります。

民生費では、国民健康保険事業費におきまして、特別会計決算見込みにより繰出金を2,082万7,000円減額するものであります。

老人保健事業費では、特別会計決算見込みにより老人保健事業特別会計繰出金を6,073万円追加するものであります。

また、公立保育所費では、地方債の確定により財源更正を行うものであります。

次に、24ページでございますが、農林水産業費の農地費につきましては、地方債の確

定により財源補正をするものであります。

次の土木費の道路橋梁維持費、道路新設改良費、街路事業費、公園費につきましては、地方債の確定により財源更正、下水道事業費では、特別会計決算見込みにより、下水道事業特別会計繰出金5,987万8,000円を減額するものであります。

次に、土木費の住宅建設費につきましても、地方債の確定により財源更正をするものであります。

以上が一般会計に係る歳出の主な内容であります。これに伴う歳入につきましては、12ページでございますが、地方譲与税では、額の確定により107万2,000円を減額するものであります。

次に、交付金では、利子割交付金で1,158万6,000円、配当割交付金で1,179万8,000円を追加し、株式等譲渡所得割交付金で425万円、地方消費税交付金で1,674万8,000円、自動車取得税交付金で758万円を減額、地方交付税では特別交付税等の確定により8,002万4,000円を追加し、交通安全対策特別交付金で64万5,000円を追加するものであります。

繰入金では、2,287万8,000円の減額であります。

次に、市債では、それぞれの事業について、同意額の確定により2,150万円を減額するものであります。

続きまして、議第45号専決処分につき承認を求めることについて、説明を申し上げます。

平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、29ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、昨年1月時点で懸念されました国保特会の赤字決算見込みが幸いにも黒字に転じる見込みとなったことから、赤字への緊急措置として3月議会でお認めをいただいております繰入金等の追加補正予算の清算解消と、実績額等が確定した歳入歳出の過不足分を調整するための組み替えなど、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,189万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を39億2,183万8,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について、説明を申し上げます。46ページをご覧ください。

総務費では、一般管理費につきましては、制度改正に伴う国民健康保険電算システムの改修事業費が確定したことから、232万2,000円を減額、賦課徴収費では手数料等の精査により10万4,000円を減額するものであります。

保険給付費では、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費につきましては財源更正をするものであります。

次に、48ページでは、不足が生じる見込みの退職被保険者等療養費並びに一般被保険者高額療養費において、それぞれ21万4,000円と203万1,000円を追加し、出産育児一時金並びに50ページの葬祭費についてでございますが、実績額が確定したことにより、それぞれ不用となる210万円と150万円を減額するものであります。

次の老健医療費拠出金では、財源更正をするものであります。

次に、共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業並びに保険財政共同安定化事業拠出金額が確定したことから、総額で1,050万7,000円を減額するものであります。

次に、52ページの保健事業費につきましては、国保ヘルスアップ事業費が確定したことから、260万3,000円を減額するものであります。

諸支出金につきましては、出産育児一時金の貸付制度の廃止により、これに相当する額として貸付基金から500万円の取り崩しをしたところではありますが、同額を基金の積立原資であった一般会計へ繰出償還するものであります。

以上が歳出でありまして、これに見合う歳入といたしましては、36ページでございますが、国庫支出金につきましては、後期高齢者医療制度創設に伴うシステム改修等の関連経費への臨時的な補助金の交付や、療養給付費等負担金あるいは調整交付金等の交付額が確定したことなどから、156万6,000円を追加するものであります。

療養給付費交付金につきましては、退職被保険者等の療養費に対する交付額の確定により、4,884万9,000円を追加するものであります。

県支出金につきましては、高額医療費共同事業負担金や、財政調整交付金等の交付額の確定により2,658万2,000円を追加するものであります。

共同事業交付金につきましては、交付額の確定により1,042万1,000円を減額するものであります。

繰入金につきましては、8,182万7,000円を減額するものであります。

また、諸収入につきましては、制度改正に伴う諸経費に対し、滋賀県国民健康保険団体連合会において積み立てていた基金を取り崩して交付充当することになったため、336万円を追加対応するものであります。

続きまして、議第46号専決処分につき承認を求めることについて説明を申し上げます。

平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）については、55ページでございますが、今回の補正につきましては、医療費等収支の実績が確定したことから、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,062万円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億9,132万6,000円とするものであります。

歳出の内容について説明を申し上げます。68ページをご覧ください。

医療諸費については、今年度決算見込みから医療費支給費の不足額105万円を追加するとともに、医療費の不用額2,163万円と審査支払手数料の不用額4万円を減額するものであります。

これに見合う歳入につきましては、62ページでございますが、支払基金、国、県の今年度交付額が確定したことにより、支払基金交付金を2,577万9,000円、国庫支出金を5,217万9,000円、県支出金を339万2,000円それぞれ減額しこの財源不足に対し一般会計繰入金を6,073万円追加するものであります。

議第47号専決処分につき承認を求めることについて説明を申し上げます。

平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第6号）につきましては、71ページでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,077万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億8,437万7,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について説明を申し上げます。86ページです。

公共下水道事業費の管渠管理費では、浄化センター維持管理負担金の確定及び区域外流出負担金の確定により2,610万5,000円の減額をするものであります。

管渠築造費では、湖南中部流域下水道建設事業費負担金の確定により467万3,000円の減額をするものであります。

公債費の元金につきましては、財源更正をするものであります。

これに見合う歳入といたしましては、80ページでございますが、使用料及び手数料で3,200万円を追加し、繰入金では、5,987万8,000円を減額、市債では290万円を減額するものであります。

以上が下水道事業特別会計補正予算の説明でございます。

次に、議第48号専決処分につき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本議案は、戸籍法の一部を改正する法律が平成20年5月1日から施行されたことに伴い、野洲市手数料条例の一部を改正する必要が生じたことから、同条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

本条例につきましては、戸籍法の条文を引用しており、今回の改正により引用条文の整理を行ったものであります。

なお、本条例は平成20年5月1日から施行したものであります。

次に、議第49号専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日から施行されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

主な内容につきましては、法人市民税において、均等割の非課税範囲の見直しと適用税率の整備を行ったものであり、個人市民税については、公的年金からの特別徴収制度の導入に向けた規定の整備など、固定資産税関係では、新築住宅減額の適用について、その特例期間を2年間延長するなどの改正を行うものであります。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、平成20年度分以後の年度分について適用するものであります。

次に、議第50号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説

明を申し上げます。

本条例につきましては、国において「株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律」が施行され、新たに一つの政策金融機関を設立されたことから必要な改正を行うものであります。

また、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が、施行されたことに伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養家族に係る加算額を引き上げるものであります。

なお、この条例につきましては、それぞれ条例の附則に定めてあります日から施行するものでございます。

次に、議第51号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。別冊の平成20年度野洲市補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,774万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ174億174万3,000円とするものであります。

歳出から説明を申し上げます。

総務費の人事管理費につきましては、今年度、農林水産省から赴任をいただいております環境経済部政策監の住居借上料等について必要経費を追加するものであります。

教育費の小学校管理費の小学校施設整備費では、三上小学校及び篠原小学校の全校舎並びに野洲小学校の一部の校舎の耐震診断業務委託料として3,811万円を追加し、また幼稚園施設整備費では、野洲幼稚園、篠原幼稚園及び祇王幼稚園の一部の園舎の耐震診断業務委託料として873万2,000円を追加するものであります。

本市では、学校施設等の耐震化に向けましては、既に、平成18年度に市内の公立学校・幼稚園耐震化優先度調査を実施し、野洲中学校では平成17年度に耐力度調査及び耐震診断を終えております。

また、本年度の当初予算には、災害等における地域住民の避難所の安全確保のため、野洲小学校、祇王小学校及び篠原小学校の体育館の耐震診断業務委託料を計上しております。

しかし、その後、本年4月4日付で県教育委員会から耐震化の促進に向けた通達があり、国においては、公立学校耐震化事業を地方公共団体が早期に実施できるようにするために、国庫補助の交付手続を早めて迅速に進めることが決定されましたことから、早急に耐震診断を実施するため、小学校3校及び幼稚園3園につきまして、耐震診断業務を委託するための所要の予算措置を行なったものでございます。

これに見合う歳入といたしましては、8ページをご覧ください。

国庫支出金で、小学校、幼稚園の耐震診断に係る建築物耐震改修等事業費補助金719万4,000円を追加するものでありますが、この額につきましては現制度で見積もったものでございます。最近の国の方針としては補助率を上げるということが言明されておりますので、いずれまた増額の補正をお願いしなければならないと、このように考えております。

繰越金につきましては、平成19年度から繰越金を4,054万9,000円追加するものであります。

以上が平成20年度野洲市一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

（日程第7）

○議長（林 克君） 日程第7、請願第2号及び請願第3号青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を求める意見書採択について、請願他1件を一括議題といたします。

それでは、紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。

まず、請願第2号、第23番、河野司君。

○23番（河野 司君） おはようございます。

議長の許しをいただきましたので、青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を求める意見書採択についての請願、この件で、青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を求める意見書（案）を朗読いたしまして趣旨説明とさせていただきますと思います。

趣旨、青少年健全育成のための有害図書類・有害情報に関する法整備を図りたい。

1. 児童ポルノの単純処理の禁止をはじめ、有害図書規制の法制化をすること。
2. インターネット上の有害環境を削除するシステムをつくること。

3. 携帯電話会社等にはフィルタリングサービスの提供を義務づけること。

4. 罰則規定を設け、法律の実行性を確実なものにすること。

理由、21世紀の社会を担う青少年の健全育成はすべての国民の願いでございます。

しかしながら、今日、情報化社会がもたらした負の影響が今日の青少年の心身をむしばみ、将来を奪う事態を招いております。

パソコンや携帯電話の急速な普及によって、インターネット上に有害情報（麻薬など薬物者残虐行為、性犯罪、殺人、自殺等のやみサイト等）が氾濫し、その影響を受け、青少年が犯罪の加害者にもなり、また被害者にもなっているこの現状は、今や看過できないところまできております。

昨年7月3日、兵庫県の高校で残虐ないじめを受け、誰の助けも得られず、自殺に至った3年生男子の事件の背景にも、携帯サイトが悪用されていたことが明らかになっております。

また、最近ではいわゆる学校裏サイトがいじめの大きな温床になっているとの調査結果が出され、大きな社会問題となっている他、青少年が犯した凄惨な事件に対し、残虐なビデオや書籍の影響が繰り返し指摘されています。

有害図書類、有害情報の氾濫をこのまま許しておけば、今後どれほどの犠牲者を出すことになるでしょうか。有害図書類、有害情報から青少年を守ることは、私たち大人の責任でございます。これらの問題に対して、各都道府県、長野県は除きますけれども、青少年健全育成条例等をもって対処してきましたが、今日では明らかに対応不可能となっている事実を厳しく受けとめる必要がございます。国は、責任を持って青少年の健全育成を確保する法整備をすべきときではないでしょうか。

よって、政府におかれましては、早急に実効ある青少年健全育成のための有害図書類、有害情報に関する規制法の成立を図られるよう、強く要望いたします。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 克君） 次に、請願第3号、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） おはようございます。

請願第3号「後期高齢者医療制度の中止・撤回」を求める意見書採択についての請願の趣旨説明を行います。

本年4月1日から強行実施された後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての高齢者

と65歳から74歳で一定の障がいのある方を対象にした別立ての保険制度であり、保険料は年金天引きされ、払えない人には保険証を取り上げるというものです。

全国の医師会の6割が反対や中止を求め、世論調査でも7割以上が評価しないと答えており、世代を超えて廃止すべきという声が大きくなっています。

廃止を求める理由としては、①医療費削減のための高齢者差別であること、②制度が存続すればするほど国民を苦しめるもので、保険料は天井知らずに値上げされ、差別医療が導入・拡大されること、③全ての世代に重い負担と医療切り捨てを押しつけるものであり、根幹から憲法に保障された生存権も基本的人権も、人としての尊厳も踏みにじるものであるからと考えます。

今、市民はその本質を見抜き、医師の多くも理念そのものが間違いと声を上げています。福田首相の言う説明不足が原因の怒りではありません。政権与党は見直しや一部手直しを言い始めていますが、きっぱり撤廃すべきです。既に、全国でも多くの地方議会が意見書採択をしています。

以下の項目で国に対して意見書採択、提出されることを強くお願いいたします。

請願項目、1、後期高齢者医療制度は中止・撤回すること、1、医療に使う国の予算をふやして、高齢者、国民が安心して医療を受けられるようにすること。

以上でございます。今回、この後期高齢者医療保険制度というのはほんとうに全国各地で大きな問題になっています。大体、財源を問題にしてこのような差別医療制度をつくるものではないと思います。

財源問題といたしましては、国際的にも異常に高い窓口負担を引き下げることや、公的医療制度の縮小、解体を許さずに保険医療を拡充すること。また、減らし続けた医療への国庫負担を計画的にもとに戻すということが必要ではないでしょうか。こういった抜本的な改革をしてこそ、病気の早期治療、早期発見を進めて、結果として医療費の膨張を抑えて、医療の財源そのものを立て直し、負担の軽減をすることができると思います。

また、日本の医療はGDP費8%と先進諸国の中でも最低水準となっております。こういうものをもっとふやしていくべきであります。

また、財源については、大企業や高額所得者に7兆円もの減税をしています。そして、年間5兆円もの税金を軍事費に使っておりますし、在日米軍の再編のためには3兆円も税金を出すようなことをしようとしております。こういった根本的な歳入歳出のゆがみを直していく、そういうことをやっていくべきであろうかと思えます。

また、消費税に頼らなくても安心できる社会保障制度、社会保障制度そのものを考えていくということを行うべきであるかと思えます。

このような小手先の見直しではなくて、国民誰もが安心して暮らせる、医療でも、いろんな年金でも、年齢とか地域とか、そういうことに左右されないような抜本的な制度そのものの見直しが必要だと思えます。

是非、国に対して野洲市からも意見書を上げていくべきだと考えますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（林 克君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月4日から6月10日までの7日間は、議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、明6月4日から6月10日までの7日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月11日は午前9時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時41分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年6月3日

野洲市議会議長 林 克

署名議員 小島 進

署名議員 野並 享子